

軽度者における福祉用具貸与について

1. 算定可否の基準

軽度者（要支援1・2、要介護1）の方は、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）の利用は原則認められていません。※自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も軽度者に含まれます。

しかし、一定の条件に該当する方（下記の表1 「利用者等告示第88号において準用する第31号のイで定める状態像に該当する者」）は、例外的に利用が認められます。

（表1）

種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者 ②日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	1-7歩行「3.できない」 ※基本調査に該当項目なし
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者 ②日常的に寝返りが困難な者	1-4起き上がり「3.できない」 1-3寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解のに支障がある者 ②移動において全介助を必要としない者	3-1意思の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は3-2毎日の日課を理解～3-7場所の理解までのいずれかが「2.できない」 又は3-8徘徊～4-15話がまとまらず、会話にならないまでのいずれかが「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2移動「4.全介助」以外
移動用リフト	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8立ち上がり「3.できない」 2-1移乗「3.一部介助」又は「4.全介助」 ※基本調査に該当項目なし
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ①排便において全介助を必要とする者 ②移乗において全介助を必要とする者	2-6排便「4.全介助」 2-1移乗「4.全介助」

※車いす及び車いす付属品の②、移動用リフトの③については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーまたは地域包括支援センター担当職員が判断することになります。

また、この表の定めるところによらず、次の表2のⅠからⅢまでのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合は、市が確認し要否を判断します。

(表2)

事例類型／福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像	必要と予想される福祉用具	事例内容の例
Ⅰ 状態の変化 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者	特殊寝台 床ずれ防止用具・体位変換器 移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激なON・OFF現象が頻回に起き、日によって、福祉用具が必要な状態となる。
	特殊寝台 床ずれ防止用具・体位変換器 移動用リフト	重度の関節リウマチにより、関節のこわばりが朝方に強くなるため、時間帯によって、福祉用具が必要な状態となる。
Ⅱ 急性増悪 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者	特殊寝台 床ずれ防止用具・体位変換器 移動用リフト	末期癌で、認定調査時には自立していたが、急激な状態悪化により、短時間で福祉用具が必要な状態となる（すでにその状態である）。
Ⅲ 医師禁忌 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者	特殊寝台	重度の喘息発作があり、特殊寝台を利用し、一定の角度に頭部挙上をすることで、呼吸不全の危険性を回避する必要があると、医師からも指示されている。
	特殊寝台	重度の心疾患があり、特殊寝台を利用することで、急激な動きをすることなく、心不全発作の危険性を回避するよう、医師からも指示されている。
	特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）があり、特殊寝台を利用し、一定の角度に頭部挙上をすることで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要があると、医師からも指示されている。
	床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷からの下半身麻痺による褥瘡発生リスクが高く、福祉用具の利用により、褥瘡発生の危険性を回避するよう、医師からも指示されている。
	移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトの利用により立ち座りの際の脱臼の危険性を回避するよう、医師からも指示されている。

2. 福祉用具貸与までの流れ

(1) 基本調査結果により判断する場合

前項の表1に従い、基本調査の直近の結果をもって要件に該当すれば算定できます。
該当した場合、市への申請は不要です。

(2) 該当する基本調査結果が無い場合

表1の車いす及び車いす付属品の②、移動用リフトの③については、適切なケアマネジメントにより必要性が認められた場合は市への申請は不要です。

但し、後日国保連合会から情報が届き次第、当該福祉用具の使用が適正であるかどうかの確認を行います。当該福祉用具導入に伴い開催したサービス担当者会議の会議録、サービス計画書等の提出を求めますので、ご了承ください。尚、提出書類により当該福祉用具導入の必要性が認められない場合は、介護給付費の返還を求めますのでご注意ください。

※車いす及び車いす付属品の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断基準については、

- ・ おおむね1回/週以上は日常生活必需品の買い物や公共機関の手続き、通院等に使用している。
- ・ 車いすの自己管理ができ、かつ、安全な走行が可能である。
- ・ 車いすを使用することで生活行動範囲の広がり、閉じこもり予防や生活の質の向上に繋がっている。

などを満たす必要があります。単なる気分転換や趣味、楽しみだけに使用する場合は認められません。車いすは不適切な使用を行うことで、利用者の歩行状態の悪化等の身体能力の低下を招く危険性もありますので、定期的にモニタリングを行い、（主治医からの運動禁忌や制限等のある場合を除き）下肢筋力の低下を防止するための方策を講じ、利用者に実施してもらうように努める必要があります。

（3）表2に定める判断基準Ⅰ～Ⅲの状態等により、福祉用具貸与の必要性が認められる場合

福祉用具貸与が必要であると判断した場合は、医学的な所見とサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の必要性が判断されているかを市が確認します。

「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書」等を市に提出し、事前承認を得なければなりません。

《提出書類》

①軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書

②ケアプラン（第1表～4表）もしくは介護予防サービス・支援計画表（無ければ介護予防支援経過記録）

- ・ ケアマネジャーは、サービス担当者会議で「医師から得た情報」「福祉用具専門相談員」「介護支援専門員」の意見を確認してください。市は、医学的な所見に基づき必要性を判断したうえでケアプランでの位置づけがされているかを確認します。

※暫定のケアプランを提出することは可能です。

③医学的な所見の確認書類

- ・ 主治医意見書、診断書、聴取した内容が示された書類（様式は任意ですが、市の様式「軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の医学的所見の聴取記録用紙」を利用いただいても構いません。）等のいずれか。

表2の（Ⅰ）状態の変化、（Ⅱ）急性憎悪、（Ⅲ）医師禁忌のいずれかに該当しているか、確認します。

★軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の所見の聴取について★

軽度者に対する福祉用具の例外的な給付については、（表2）のⅠ～Ⅲの状態像にあてはまること
が、医師の医学的な所見に基づき判断されていることが必要です。そのため、申出時に必要な「医学
的な所見の確認書類」については、疾病名や福祉用具の必要性の記載だけでなく、医学的な所見が示
されていることが求められます。

【医師の所見の聴取のポイント】

少なくとも、①疾病名を含む医学的な所見と②該当する状態（例：寝返りが困難、もしくは医学的
に禁止されている等）を具体的に聴取し、その結果③Ⅰ～Ⅲのどの状態像に該当するかについて、医
師の明確な判断を得ることが必要です。

医師から文書での所見を得たものの、この3点が明記されておらず、客観的に、医師の所見により
Ⅰ～Ⅲにあてはまると判断されているといえない場合は、別途、医師に確認を行い（電話・FAX・面
接等方法は問いません。）、確認した内容を記録したサービス担当者会議の要点（ケアプラン第4
表）等の写しを添付資料としてください。主治医意見書、診断書についても同様に、この3点が明記
されている場合は、添付資料とすることができます。

なお、記録にあたっては、聴取日時・聴取方法・医師氏名を明記し、それぞれの状態像について、
次の参考例の網掛け部分が明確に読み取れるような記載を心がけてください。

（参考例）

Ⅰ) ①疾病名 で、（ 医学的な所見 ）のため、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯に
よって頻繁に、②状態（ ）が困難な状態にあり、③ の状態像 に該当する者と判断
できることを 年 月 日 に、 病院名 医師氏名 に 方法 で意見を聴取した。

Ⅱ) ①疾病名 で、（ 医学的な所見 ）のため、状態が急速に悪化し、短期間のうちに、②状態
（ ）が困難な状態に至ることが確実に見込まれ、③ の状態像 に該当する者と判断
できることを 年 月 日 に、 病院名 医師氏名 に 方法 で意見を聴取した。

Ⅲ) ①疾病名 で、（ 医学的な所見 ）のため、身体への重大な危険性又は症状の重篤化を回避
するため、医学的な判断から②状態（ ）をすべきではなく、③ の状態像 に該当す
る者と判断できることを、 年 月 日 に、 病院名 医師氏名 に 方法 で意見を聴取
した。

（居宅サービス計画への記載例1）

両肘の関節リウマチであり、朝は特に痛みが激しくベッドからの起き上がりが困難。状態が変動
しやすく、時間帯によって頻繁に、起き上がりが困難な状態にあり、Ⅰ)の状態像に該当すると
判断できる者であることを 年 月 日 ○○病院 □□医師に電話で確認した。

（居宅サービス計画への記載例2）

心疾患による心不全があり、発作の危険があるため、自力での起きあがりを禁止されている。状
態像Ⅲ)の身体への重大な危険性の回避から、ベッドからの起き上がりができないと判断できる

者である、と医師の意見を聴取した。（ 年 月 日 ○○病院□□医師にFAXで確認）

（※注）あくまで最低限の記載を示したものです。

《提出時期》

・福祉用具の貸与を開始するとき。

→原則として、サービス提供開始前に届出の提出をしてください。

※提出が当該福祉用具貸与の開始日に間に合わない場合は、電話連絡の後に提出してください。

・要介護/要支援認定の更新・区分変更がなされたとき。

・居宅介護（予防）支援事業所が変更となったとき。

※1 新規申請、更新・区分変更により、認定結果を例外給付の届出の必要がない認定区分に見立てた場合は、必ずしも届出を提出する必要はありませんが、見立て違いの結果により例外給付の届出をすることになった場合、遡りの受付はできません。

※2 認定更新後も継続して例外給付を受ける場合の届出は、初回の届出と同様の手順が必要です。可能であれば、早めの届出をお願いします。

※3 当該届出は、届け出た品目に対してのみ有効となります。認定期間内に貸与を受ける福祉用具の種目を変更・追加する場合は、あらためて届出が必要です。

《例外給付届出書の有効期限》

開始日⇒届出日、もしくは貸与開始予定日。

終了日⇒要介護認定または要支援認定の有効期限の満了日。

《要支援・要介護の両方の暫定ケアプラン作成時の取扱について》

区分変更の結果が要支援・要介護いずれの認定結果となるかの判断が難しく、要支援・要介護の両方の暫定プランが作成されている場合の届出は、届出書の提出者欄に「居宅介護支援事業所」「介護予防支援事業所」双方の事業所名と担当者名を記載したものを一部提出してください。また、要支援・要介護の両方のケアプランの提出が必要です。

《要支援者のケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託している場合》

・届出書は、委託先の居宅介護支援事業所が作成してください。

・委託元の介護予防支援事業所の担当者が届出内容を確認し、届出書の提出者欄に介護予防支援事業所と担当者名を記載してください。提出は、包括支援センター経由でも構いません。

軽度者への福祉用具貸与 利用フローチャート

軽度者(要支援1・2、要介護1)が、以下の品目の貸与を希望している

- 車いす及び同付属品
- 認知症老人徘徊感知機器
- 特殊寝台及び同付属品
- 移動用リフト
- 床ずれ防止用具
- 自動排泄処理装置
- 体位変換器
- ※自動排泄処理装置に関しては要介護2・3も含む

